

空き家バンクのご案内

令和6年1月～

町は（一社）岩手県宅地建物取引業協会と

連携・協力します

これまで、空き家所有者と空き家利用希望者の賃貸及び売買の交渉・契約については当事者間で行っていましたが、今後は、不動産事業者による仲介を希望する場合は、（一社）岩手県宅地建物取引業協会に所属している不動産事業者名簿を配布しますのでご自身で依頼してください。なお、町が不動産事業者を斡旋するものではありません。

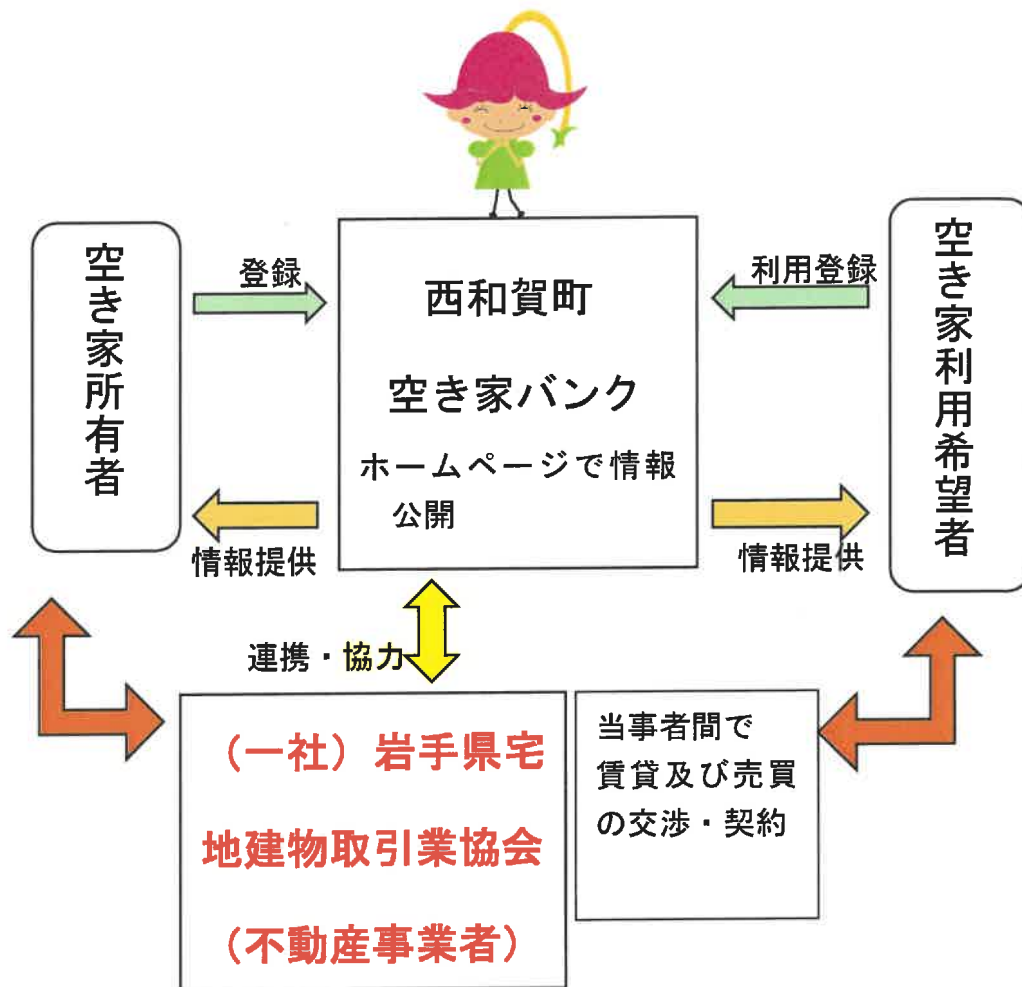
空き家バンク制度とは？

この制度は、町内の賃貸・売却ができる空き家を町の空き家バンクに登録して頂き、その物件を移住希望者や住居をお探しの方へ情報提供を行い、空き家の有効活用を通して、定住人口の増加、転出人口の減少を図り、地域の活性化につなげていくことを目的としているものです。

移住定住希望者の受け皿として全国的に多くの自治体で導入されており、また空き家の活用によって防犯・防災の面からの効果も期待されています。

※詳細は裏面

空き家バンクのイメージ図



注意点

- ・ 移住者の方が登録を希望する場合、空き家を利用しようとする方全員分の住民票の写しが必要となります。
- ・ 空き家は、使用に支障が無い程度に適切に管理されていなければ空き家バンクに登録できません。

主な流れ

- ① 空き家バンクに登録されている空き家のご利用を希望する方は、申請書に必要事項を記入し、利用する方全員の住民票の写しと一緒に町へ提出していただきます。
- ② その後、空き家バンクに登録されている物件を町から紹介し、条件にあった空き家が見つかった場合、物件登録者に通知します。
- ③ 交渉・契約等は利用希望者と物件登録者の間で直接行っていただきます。

不動産事業者による仲介を希望する場合は、(一社)岩手県宅地建物取引業協会に所属している不動産事業者名簿を配布しますのでご自身で依頼してください。なお、町が不動産事業者を斡旋するものではありません。

※ 町は、物件の賃貸や売買に関する交渉・契約には関与することができませんのでご承知ください。

- ④ ご不明な点、お聞きしたいことがございましたら、西和賀町ふるさと振興課(0197-82-3285)までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。